

5. 犯罪被害者支援業務



5-1 令和6年度における業務の概況

(1) 犯罪被害者支援業務におけるアクセス状況

令和6年度は、コールセンターに設置している犯罪被害者支援ダイヤルへの問合せ件数（資料5-6）は前年度と同程度、地方事務所への問合せ件数（資料5-10）は前年度と比べやや減少した。なお、資料5-1は、犯罪被害者支援ダイヤルにたどり着きやすくするために設置している犯罪被害者支援専用Webページであり、ポスターやリーフレット等に2次元コードを掲載して同ページへ誘導している。

(2) DV等被害者法律相談援助業務の状況

DV等被害者法律相談援助は、制度開始以来最も多い相談件数となった。DV等被害者法律相談援助の法律相談類型のうち児童虐待については、虐待を受けた18歳未満の児童本人が利用を申し出る必要があることから、児童に対しての制度周知が重要となるため、令和元年度から児童向けに分かりやすく説明したポスター及びポケットカード（資料5-2）の作成・配布に努めているところ、令和6年度において、小中学校及び公立図書館等4,997施設へ配布して掲示を依頼した。

(3) 制度周知の状況

犯罪被害者支援に関する各種ポスター及びリーフレットの刊行（資料5-3）、児童虐待をテーマにした制度周知用アニメーション動画（資料5-4）の配信などを行っている。児童虐待をテーマにした制度周知用アニメーション動画については、引き続きYouTubeの法テラス（公式）チャンネルへ掲載している。

資料 5-1 法テラス犯罪被害者支援専用Webページ



◀専用Webページ
トップ画像



※こちらからページ全体を
御覧いただけます。

資料 5-2 児童向けポスター及びポケットカード



資料 5-3 犯罪被害者支援ポスター（リーフレットは「法テラスの刊行物」186ページ参照）



一般の方向けポスター

被害にあわれた方向けポスター

資料 5-4 制度周知用アニメーション動画



公式YouTube

※こちらから動画を
御覧いただけます。

(4) 研修の実施

令和6年度においては、性犯罪・性暴力被害者に対する支援をより適切に行うため、全国の法テラス地方事務所の担当職員が内閣府主催のオンライン研修を受講した。

また、児童虐待の被害者対応を適切に行うため、外部（NPO法人）講師による被虐待児への初期対応技術に関する研修を実施した。

その他にも、ロールプレイ方式による内部研修の実施や、関係機関が開催する研修への参加に加えて、職員同士の業務経験の共有等を行う勉強会や心理専門職による犯罪被害者等への心理的配慮等に関する講義等を行って二次的被害の防止に努めるなど、職員が業務において必要となる知識やスキルを習得するなどして対応能力の向上に取り組んだ。

(5) 犯罪被害者支援に関する新たな支援制度の創設

総合法律支援法の一部改正法が成立・公布（令和6年4月24日）され、「犯罪被害者等支援弁護士制度」（以下「新制度」という。）を創設することとなった。新制度は、殺人や性犯罪など一定の犯罪の被害にあわれた方やその家族が、刑事・民事・行政その他の様々な対応に弁護士による包括的かつ継続的な援助を受けられる制度であり、令和8年4月23日までに開始することとされている。令和6年度においては、新制度の運用開始に向けて、法務省や日本弁護士連合会などの関係機関と協議を進めた。

5-2 業務の概要

法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害にあわれた方やその家族などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行うものである。

- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次ぎ等）
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報の提供
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- (エ) DV等被害者法律相談援助業務
- (オ) 被害者国選弁護関連業務
- (カ) 被害者参加旅費等支給業務

経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する被害者等は、資料5-5に記載の弁護士費用等に関する援助制度を利用することができる。

資料 5-5 犯罪被害者支援業務の流れ



5-3 犯罪被害者支援に関する情報の提供等

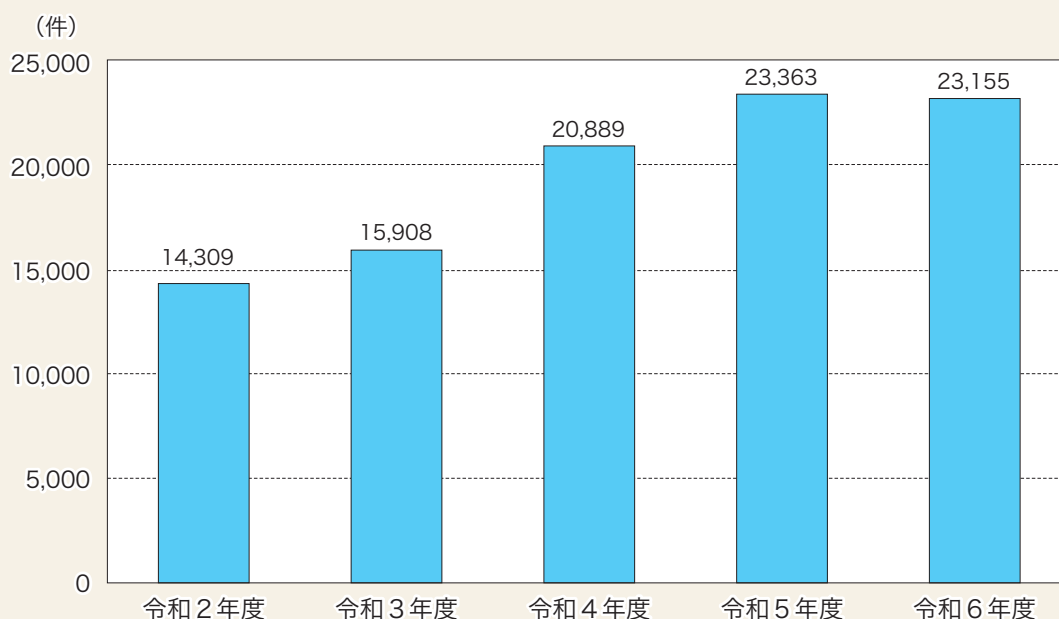
(1) 犯罪被害者支援ダイヤル

コールセンターには、一般ダイヤル（サポートダイヤル）の電話番号のほか、犯罪被害にあわれた方やその家族のための専用ダイヤル「犯罪被害者支援ダイヤル0120-079714（なくことないよ）」を設けている。犯罪被害者支援の研修を受けた担当者が、二次的被害を与えることがないように被害者等の心情に配慮しながら、損害の回復や苦痛の軽減につながる法制度や適切な相談窓口の情報提供を行っている。

ア 問合せ件数

犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ件数の推移は、資料5-6のとおりである。令和6年度は、前年度からやや減少したが、引き続き高い水準で推移した。

資料 5-6 犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数の推移



【参考】 業務開始(平成18年10月)～令和6年度末の問合せ件数(累計)

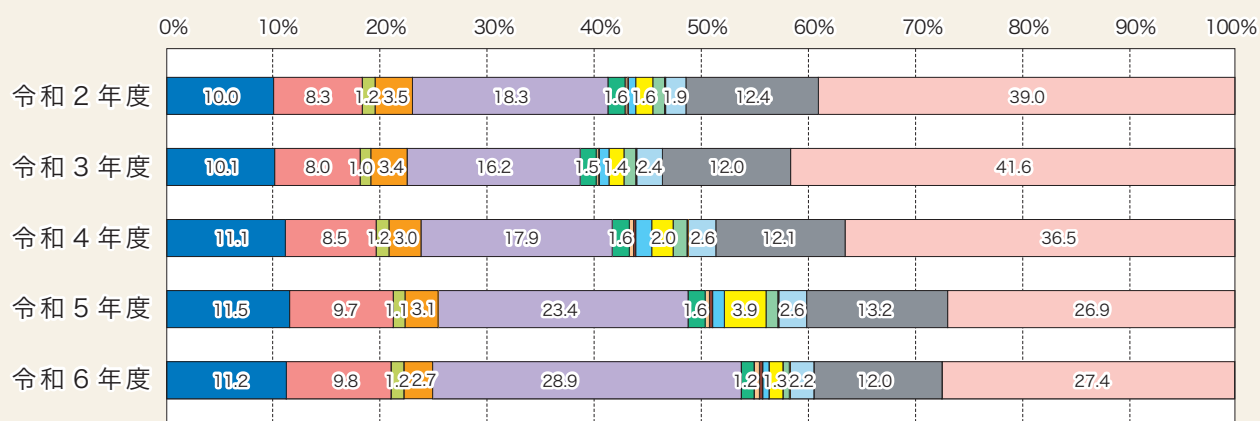
犯罪被害者支援ダイヤル (件数)	251,356 件
------------------	-----------

イ 問合せ内容

令和6年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ分野別内訳は、資料5-7のとおりである。

DVに関する問合せが最も大きな割合を占め、次いで刑事手続・犯罪の成否等に関する問合せ、生命・身体犯被害に関する問合せと続いた。

資料5-7 犯罪被害者支援ダイヤル問合せ分野別内訳の推移



生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー
DV	児童虐待	高齢者虐待	障がい者虐待
いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力
名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	刑事手続・犯罪の成否等	その他(消費者被害等)	

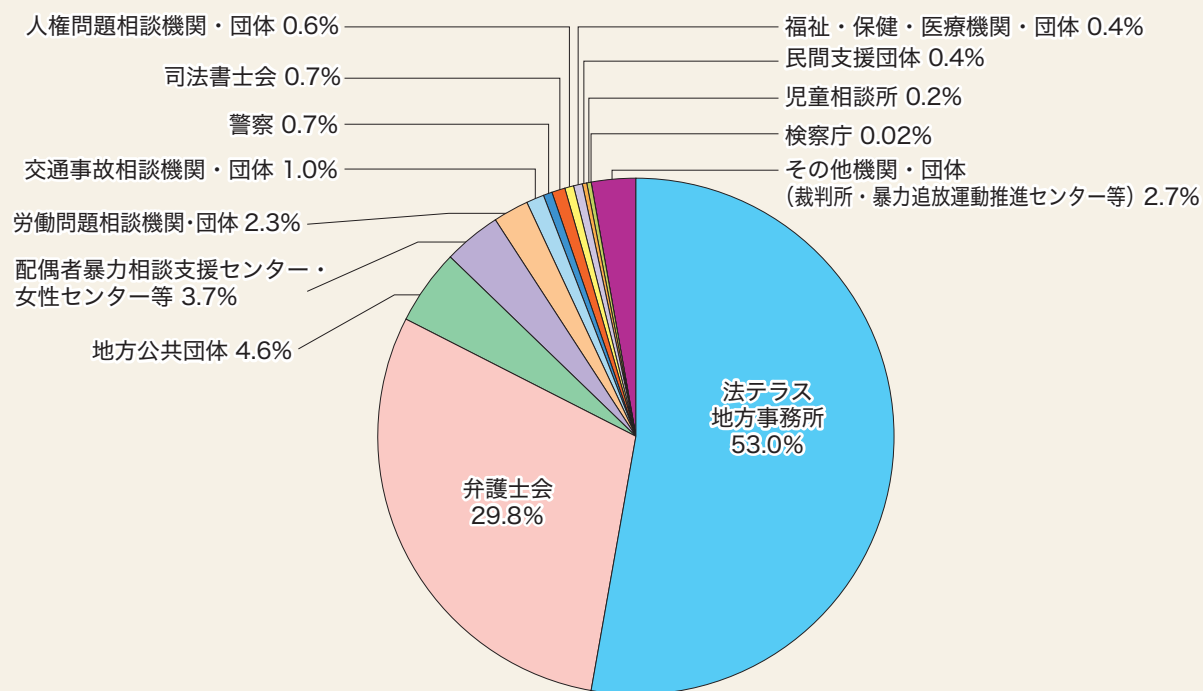
被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障がい者虐待	いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	刑事手続・犯罪の成否等	その他(消費者被害等)
令和2年度	10.0%	8.3%	1.2%	3.5%	18.3%	1.6%	0.2%	0.1%	0.7%	1.6%	1.1%	0.1%	1.9%	12.4%	39.0%
令和3年度	10.1%	8.0%	1.0%	3.4%	16.2%	1.5%	0.2%	0.1%	0.9%	1.4%	1.1%	0.1%	2.4%	12.0%	41.6%
令和4年度	11.1%	8.5%	1.2%	3.0%	17.9%	1.6%	0.4%	0.2%	1.5%	2.0%	1.3%	0.1%	2.6%	12.1%	36.5%
令和5年度	11.5%	9.7%	1.1%	3.1%	23.4%	1.6%	0.4%	0.3%	1.1%	3.9%	1.1%	0.1%	2.6%	13.2%	26.9%
令和6年度	11.2%	9.8%	1.2%	2.7%	28.9%	1.2%	0.5%	0.3%	0.6%	1.3%	0.6%	0.1%	2.2%	12.0%	27.4%

ウ 紹介先

令和6年度に犯罪被害者支援ダイヤルで受け付けた問合せに対する紹介先の割合は、法テラス地方事務所が最も高く53.0%を占めている。これは犯罪の被害にあわれた方やその家族などにとってアクセスしやすい地方事務所を紹介し、その地方事務所において各種援助制度の案内や弁護士紹介などを行っているためである。次いで弁護士会が29.8%を占めるが、これは各地方の弁護士会で行う法律相談を案内することが多いためである。その他、DV被害に関して配偶者暴力相談支援センター、パワハラ・セクハラ等被害に関して労働問題相談機関・団体など、法的支援以外の支援が必要な場合には、被害内容に応じた相談窓口の紹介を行っている。

資料5-8

令和6年度犯罪被害者支援ダイヤル紹介先関係機関内訳



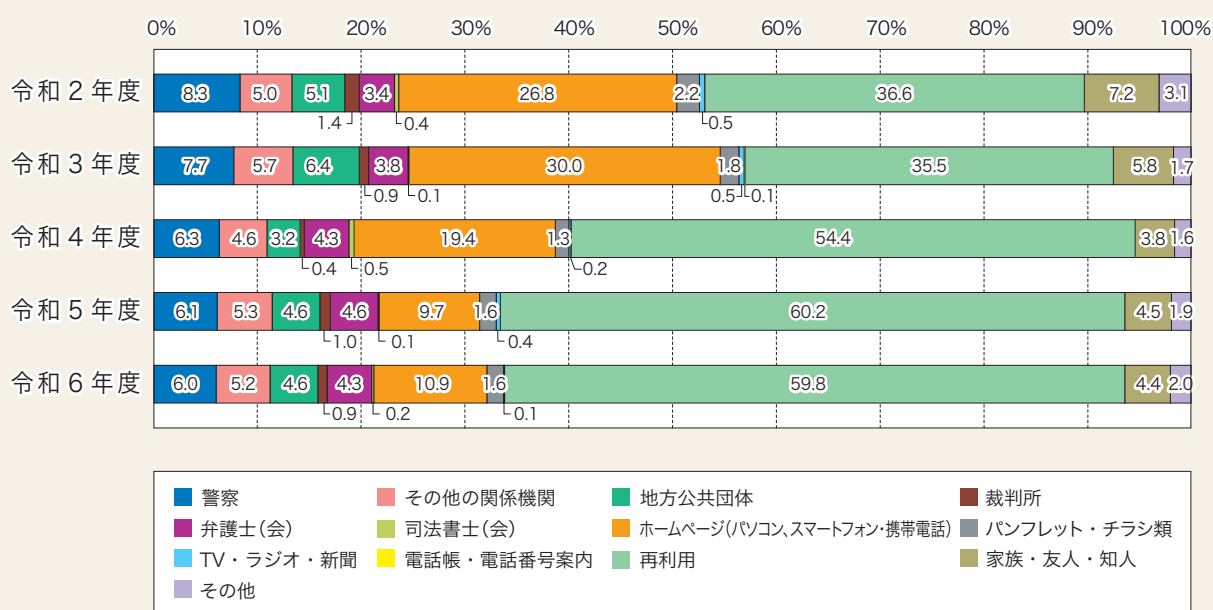
エ 認知媒体

令和6年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体^(注)の内訳は、資料5-9のとおりである。
前年度に引き続き、再利用が高い割合を占めており、次いでホームページが続いている。

(注) 認知媒体：利用者が法テラスを知った媒体のこと

資料5-9

犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体内訳の推移



(2) 地方事務所

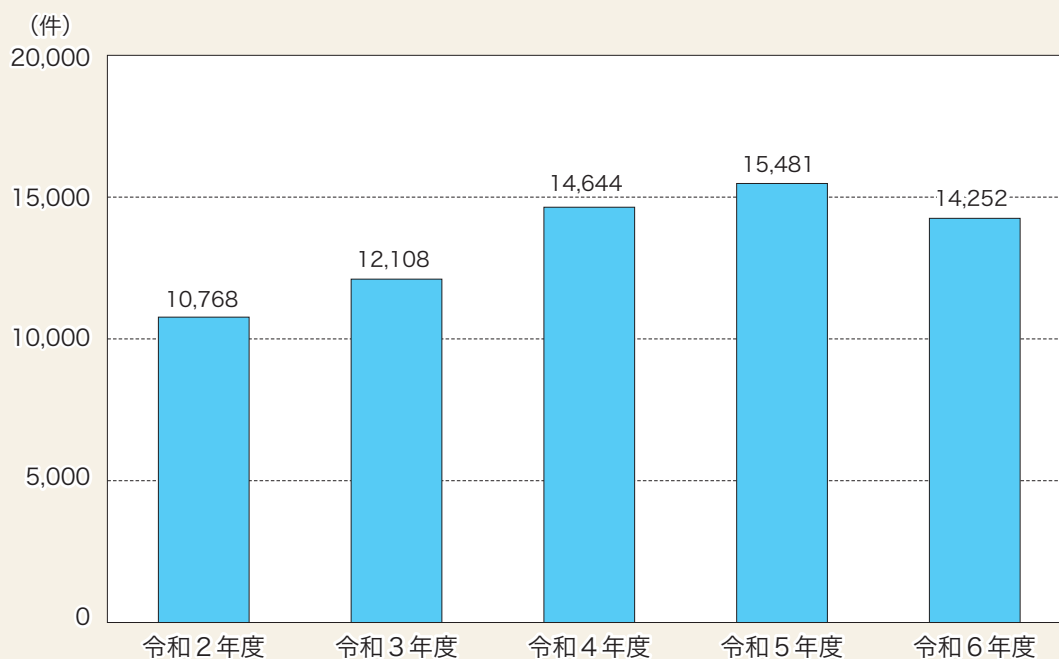
全国の地方事務所では、犯罪被害者支援ダイヤルと同様の情報提供を面談と電話により行うほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、DV等被害者法律相談援助業務及び被害者国選弁護関連業務における指名通知を行っている。

ア 問合せ件数

地方事務所における問合せ件数は、資料5-10のとおりである。地方事務所ごとに広報活動を工夫するとともに、関係機関との連携を通じて業務内容の周知に取り組んでいる。

過去最高だった前年度よりは減少したものの、近年は15,000件前後で推移している。

資料 5-10 地方事務所問合せ件数の推移



【参考】 業務開始(平成18年10月)～令和6年度末の問合せ件数(累計)

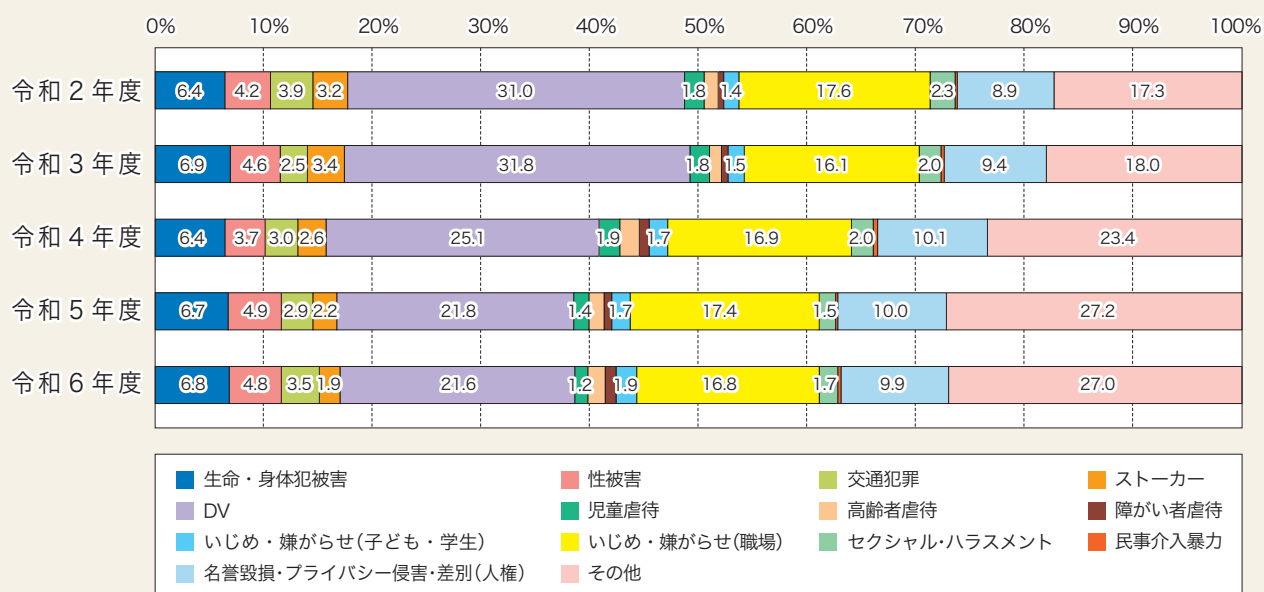
地方事務所 (件数)

238,050 件

イ 問合せ内容

令和6年度の問合せ分野別内訳は、資料5-11のとおりである。DVに関する問合せの割合が依然として高く、全体の21.6%を占め、次いでいじめ・嫌がらせ（職場）と続いている。

資料5-11 地方事務所問合せ分野別内訳の推移



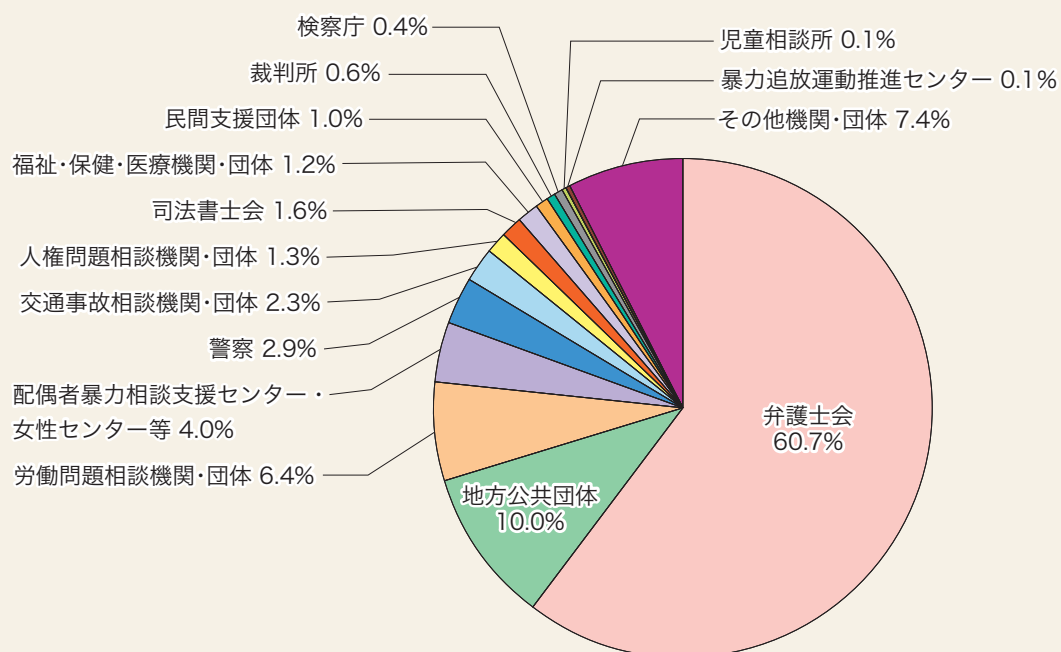
被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障がい者虐待	いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他
令和2年度	6.4%	4.2%	3.9%	3.2%	31.0%	1.8%	1.3%	0.5%	1.4%	17.6%	2.3%	0.2%	8.9%	17.3%
令和3年度	6.9%	4.6%	2.5%	3.4%	31.8%	1.8%	1.1%	0.6%	1.5%	16.1%	2.0%	0.3%	9.4%	18.0%
令和4年度	6.4%	3.7%	3.0%	2.6%	25.1%	1.9%	1.8%	0.9%	1.7%	16.9%	2.0%	0.4%	10.1%	23.4%
令和5年度	6.7%	4.9%	2.9%	2.2%	21.8%	1.4%	1.4%	0.7%	1.7%	17.4%	1.5%	0.2%	10.0%	27.2%
令和6年度	6.8%	4.8%	3.5%	1.9%	21.6%	1.2%	1.6%	1.0%	1.9%	16.8%	1.7%	0.3%	9.9%	27.0%

ウ 紹介先

令和6年度に地方事務所で受け付けた問合せに対する紹介先の割合は、弁護士会が60.7%と最も高く、過半数を占めている。これは、地方事務所で行う相談以外に各地の弁護士会の相談を利用するケースが多いためである。次いで地方公共団体が10.0%、労働問題相談機関・団体が6.4%と高い割合になった。

資料5-12

令和6年度地方事務所紹介先関係機関内訳



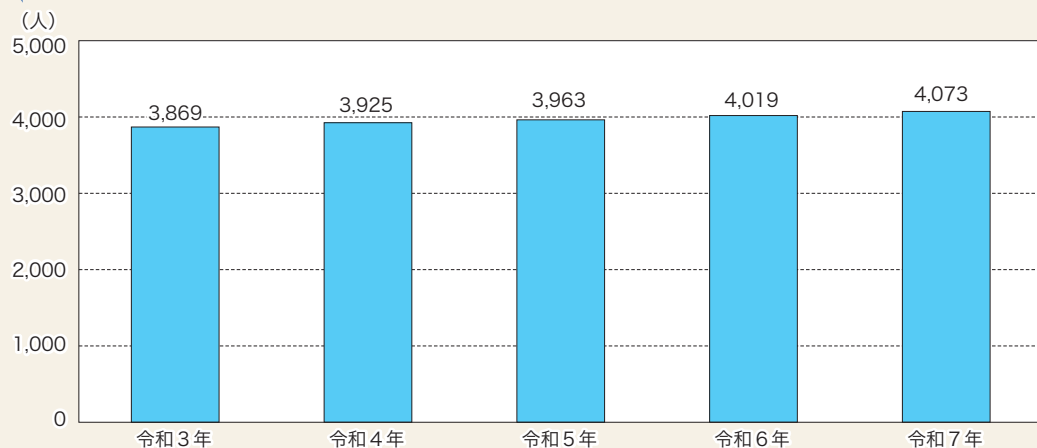
エ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務

法テラスでは、犯罪の被害について弁護士に相談をしたくてもその接点がない方のために、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っている。

(ア) 弁護士数

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の数は、令和7年4月1日現在で前年度より54名増加の4,073名となった。今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携により、弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-13 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移



(注1) いずれも4月1日現在

(注2) 上記弁護士数には、常勤弁護士を含む。

資料 5-14 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移（地方事務所別）

地方事務所名	人数					地方事務所名	人数				
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
札幌	218	215	230	232	234	愛知	160	157	152	153	143
函館	32	33	33	34	35	三重	44	44	38	38	36
旭川	15	15	15	15	18	滋賀	31	35	35	34	34
釧路	32	32	33	34	34	京都	215	214	209	202	199
青森	25	25	27	24	24	大阪	223	232	268	295	355
岩手	25	24	24	30	30	兵庫	157	189	192	189	197
宮城	56	60	71	74	80	奈良	32	32	33	27	29
秋田	35	35	34	33	37	和歌山	42	45	44	44	43
山形	60	59	58	57	58	鳥取	21	21	21	21	22
福島	44	44	45	47	51	島根	25	25	28	27	26
茨城	75	79	81	78	74	岡山	42	43	45	44	33
栃木	58	56	58	58	56	広島	44	44	44	43	44
群馬	43	51	51	55	55	山口	39	36	36	44	43
埼玉	45	48	47	46	45	徳島	41	41	28	28	29
千葉	101	109	84	108	124	香川	44	44	48	51	50
東京	404	413	420	431	438	愛媛	63	31	42	41	40
神奈川	214	218	209	197	181	高知	38	37	36	40	38
新潟	88	89	91	92	92	福岡	277	270	264	258	257
富山	31	31	31	31	35	佐賀	50	49	49	49	49
石川	28	37	38	41	44	長崎	55	56	56	57	48
福井	45	47	46	50	49	熊本	41	40	57	56	56
山梨	35	35	35	39	38	大分	61	64	63	64	60
長野	159	160	162	165	166	宮崎	30	32	32	26	25
岐阜	40	40	39	40	39	鹿児島	42	41	37	34	35
静岡	80	84	84	84	84	沖縄	64	64	60	59	61
						合計	3,869	3,925	3,963	4,019	4,073

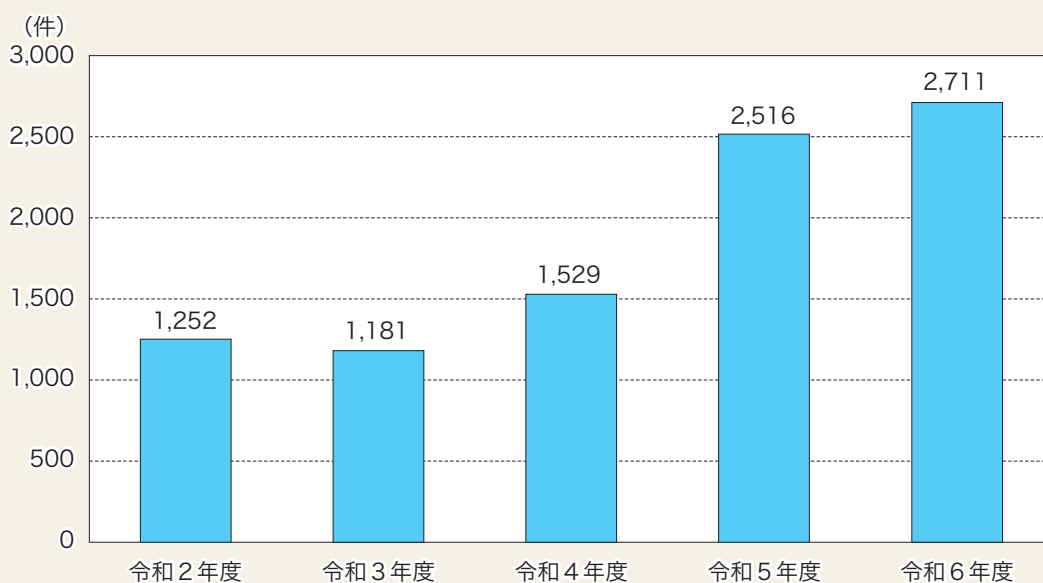
(注1) いずれも4月1日現在

(注2) 上記弁護士数には、常勤弁護士を含む。

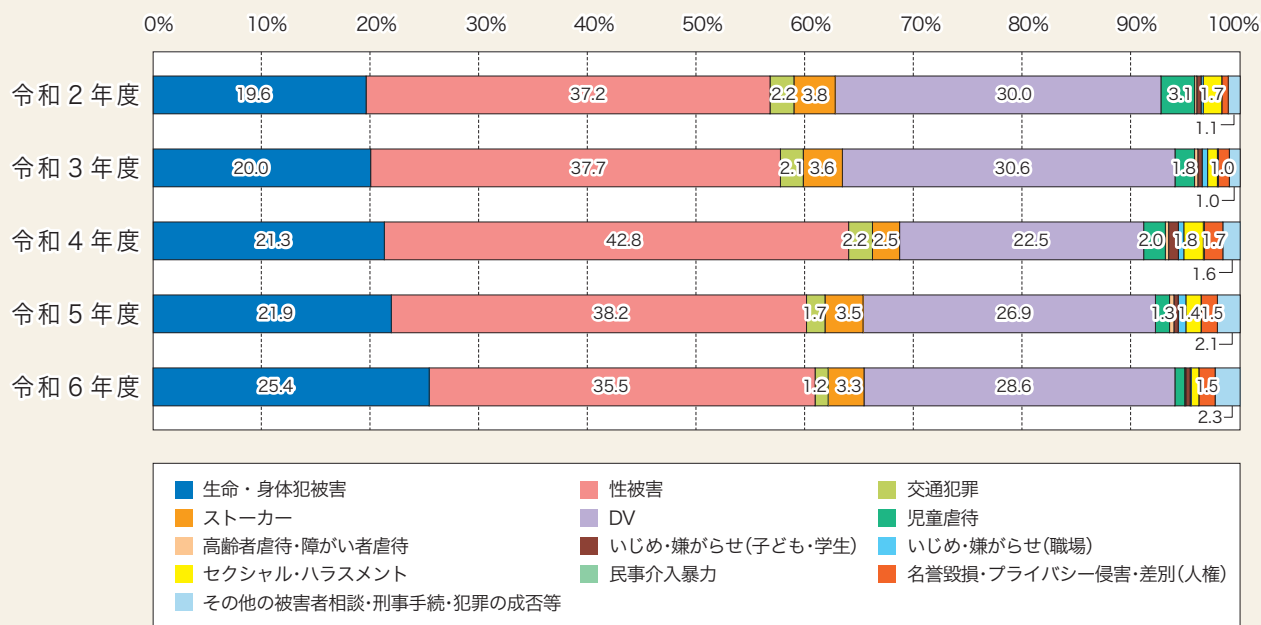
(イ) 弁護士紹介件数

令和6年度の弁護士紹介件数は、制度開始以来最多であった前年度を上回る2,711件であった。近年のニーズの高まりや新制度の運用開始などを見据え、今後も全国で弁護士を紹介する体制の強化を図っていく。弁護士を紹介した案件の主な被害種別は、性被害、DV、生命・身体犯被害の順に多く、これらの被害種別で全体の89.5%を占めている。

資料 5-15 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の推移



資料5-16 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳の推移



被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待・障がい者虐待	いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他の被害者相談・刑事手続・犯罪の成否等
令和2年度	19.6%	37.2%	2.2%	3.8%	30.0%	3.1%	0.2%	0.4%	0.2%	1.7%	0.0%	0.6%	1.1%
令和3年度	20.0%	37.7%	2.1%	3.6%	30.6%	1.8%	0.3%	0.4%	0.5%	0.9%	0.1%	1.0%	1.0%
令和4年度	21.3%	42.8%	2.2%	2.5%	22.5%	2.0%	0.3%	0.9%	0.5%	1.8%	0.1%	1.7%	1.6%
令和5年度	21.9%	38.2%	1.7%	3.5%	26.9%	1.3%	0.4%	0.4%	0.7%	1.4%	0.0%	1.5%	2.1%
令和6年度	25.4%	35.5%	1.2%	3.3%	28.6%	0.9%	0.1%	0.4%	0.1%	0.7%	0.0%	1.5%	2.3%

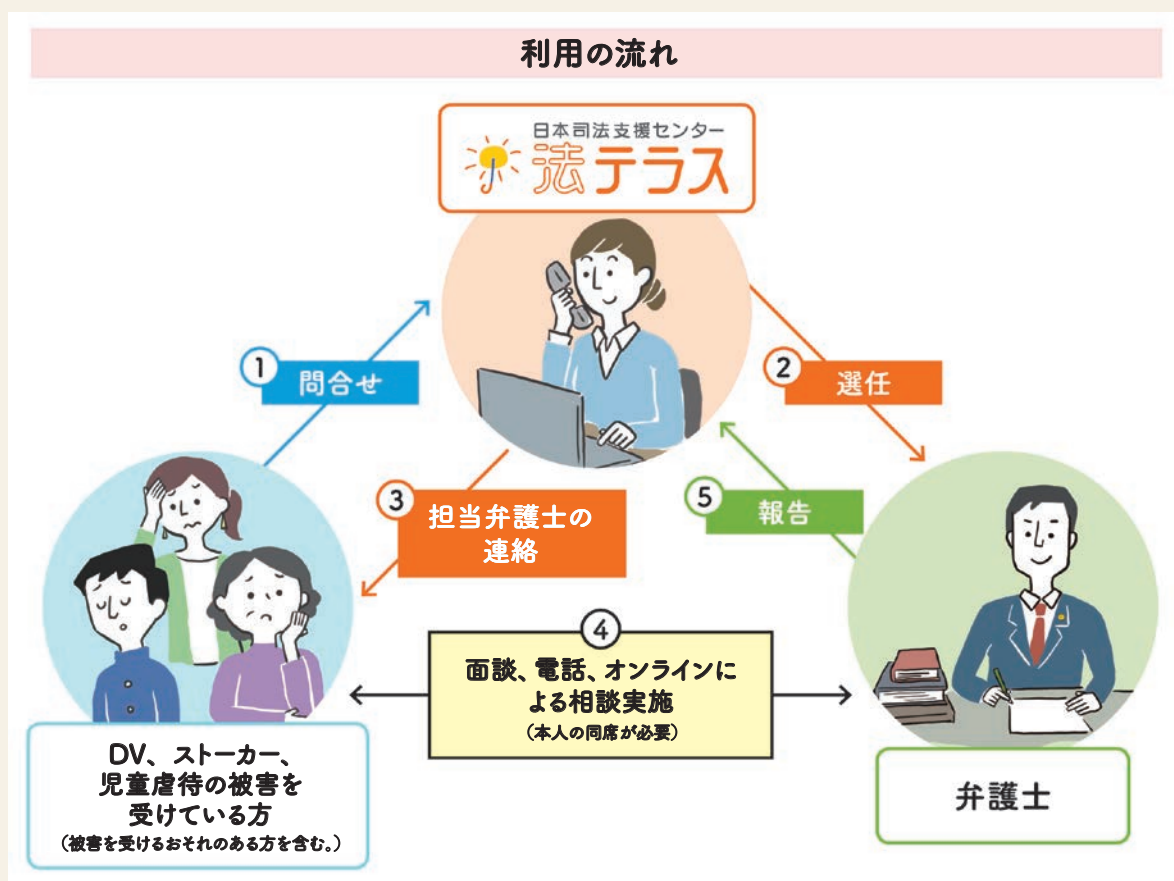
5-4 DV等被害者法律相談援助業務

法テラスでは、DV、ストーカー及び児童虐待の被害を受けている方（被害を受けるおそれのある方を含む。）を対象に、「DV等被害者法律相談援助」を実施している。

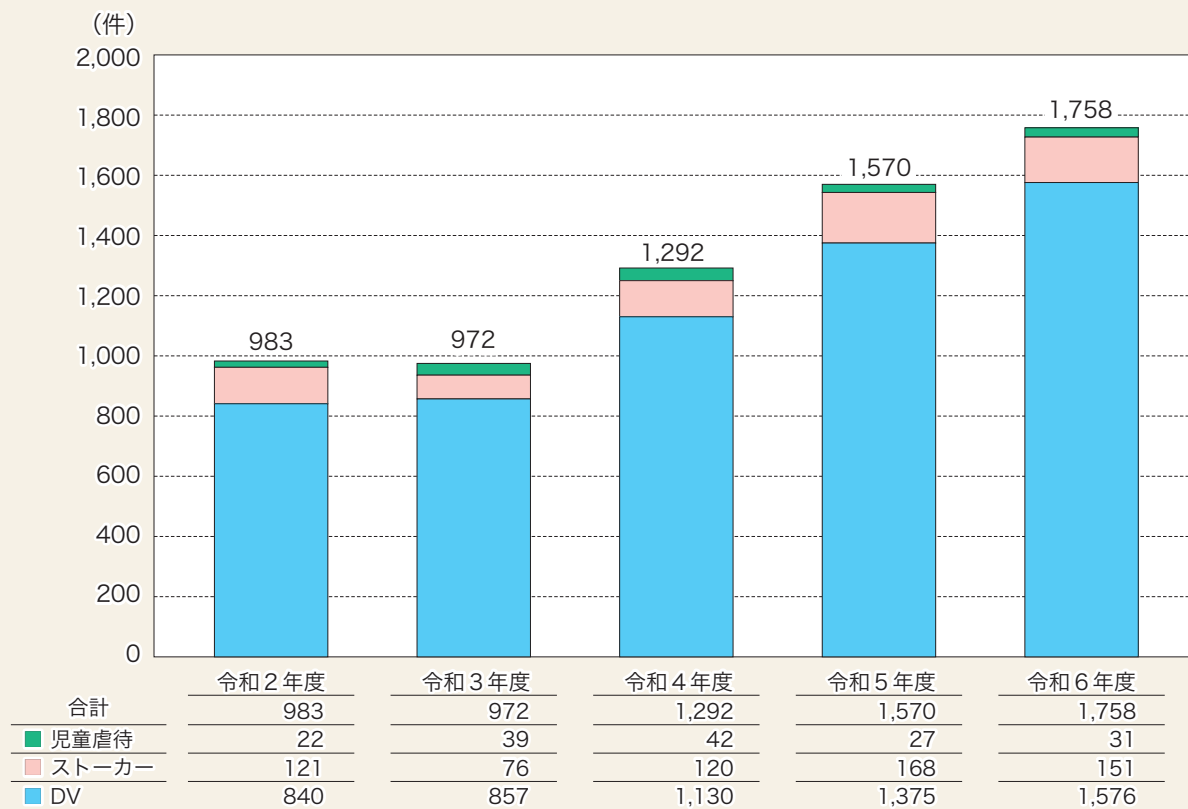
この業務は、事案の特殊性から速やかに弁護士へつないで法律相談を実施することを目指しており、対象者の資力にかかわらず、再被害の防止に必要であれば刑事・民事を問わず相談を実施できることなどを特徴としている（ただし、対象者が一定の基準を超える資産を有する場合、法律相談料は対象者の負担となる。）。

資料5-17は、制度利用の流れを説明したものであり、年度別援助件数の推移は、資料5-18のとおりである。令和6年度は、制度開始以来最多であった前年度を上回る1,758件となった。事件類型別の割合は、DVが全体の89.6%を占め、次いでストーカーが8.6%、児童虐待が1.8%であった。

資料 5-17 DV等被害者法律相談援助制度利用の流れ

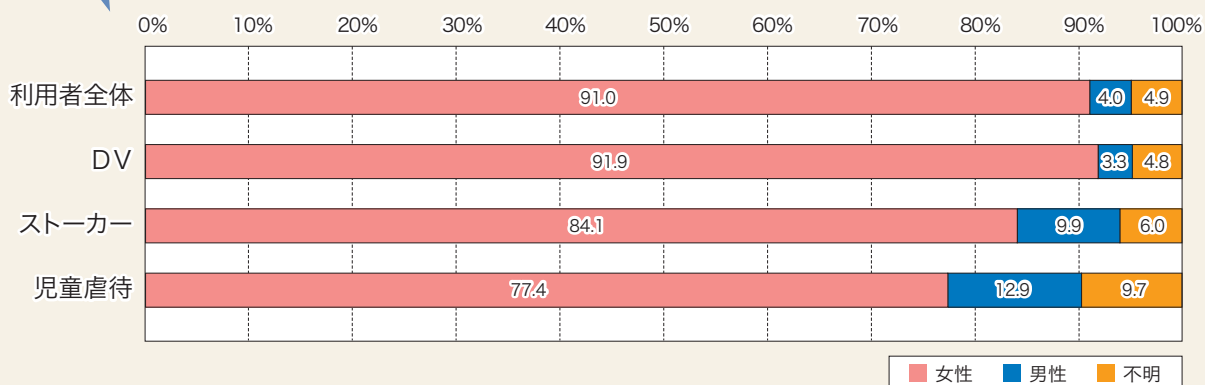


資料 5-18 DV等被害者法律相談援助件数の推移

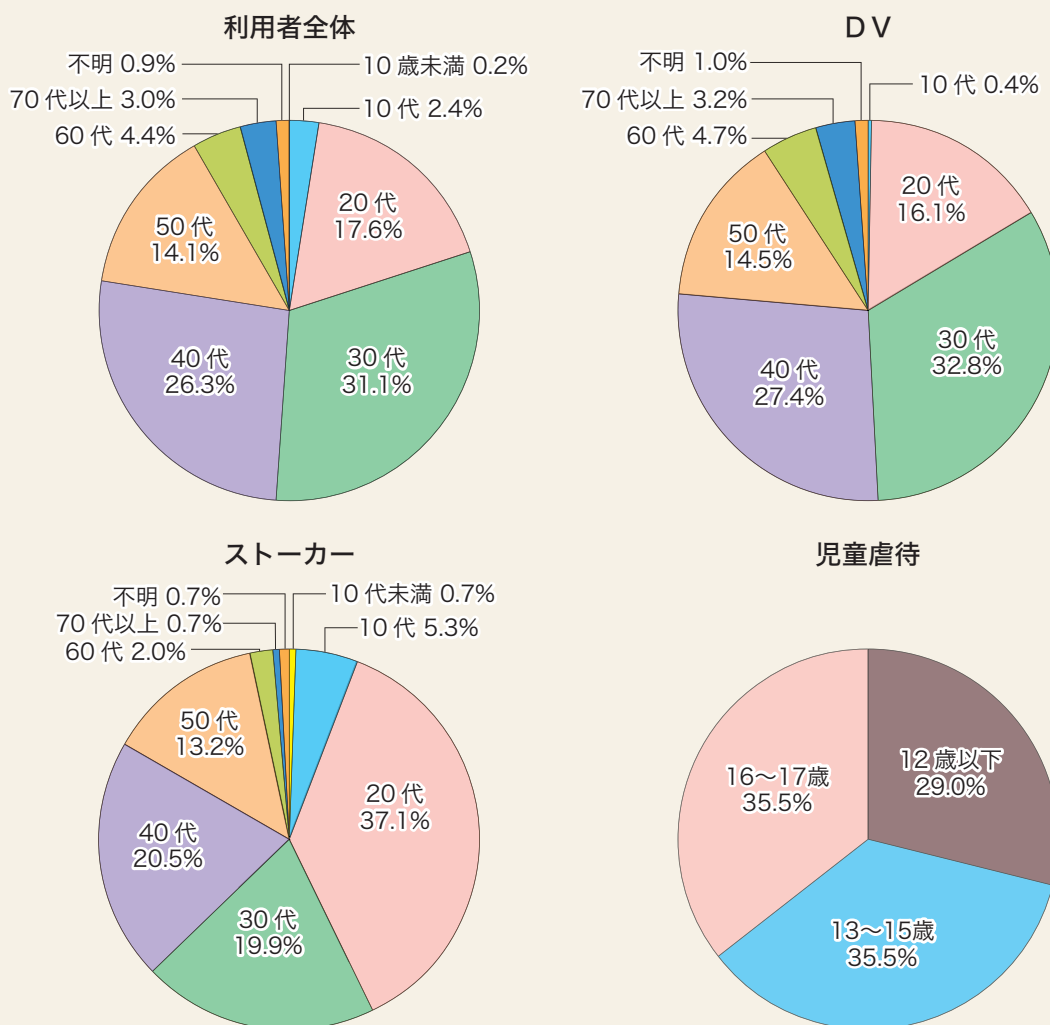


利用者の性別・年代の内訳は、資料5-19及び資料5-20のとおりである。女性利用者が大きな割合を占めているが、男性利用者も一定数見られた。利用者全体を年代別に見ると、30代が31.1%と最も多く、20代から40代が全体の75.0%を占めた。

資料5-19 令和6年度DV等被害者法律相談援助利用者の性別



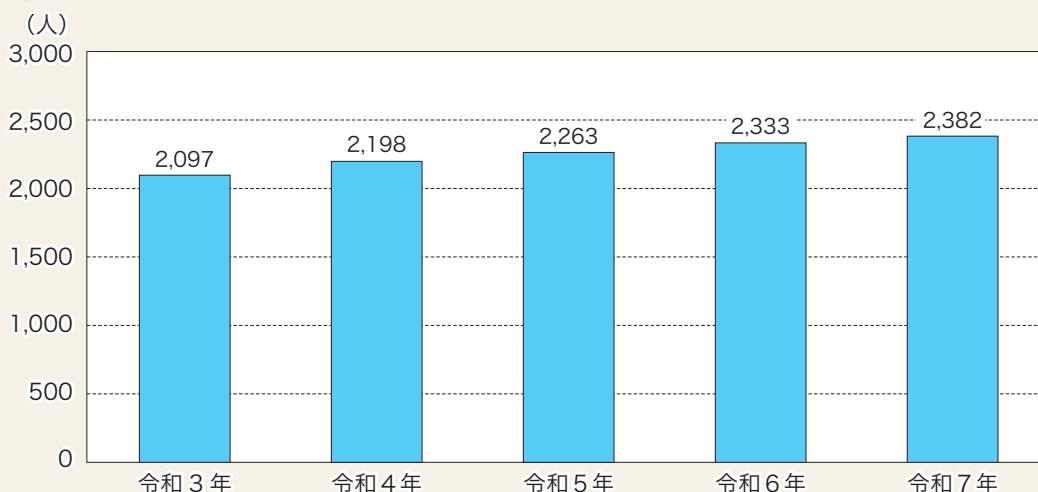
資料5-20 令和6年度DV等被害者法律相談援助利用者の年代



DV等被害者援助弁護士数の推移は、資料5-21のとおりである。令和7年4月1日現在で前年度より49名増加の2,382名となった。

地方事務所別のDV等被害者援助弁護士数は、資料5-22のとおりである。

資料 5-21 DV等被害者援助弁護士数の推移



(注1) いずれも4月1日現在

(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

資料 5-22 DV等被害者援助弁護士数の推移(地方事務所別)

地方事務所名	人数				
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
札幌	100	104	109	109	111
函館	18	18	19	22	23
旭川	25	23	21	20	21
釧路	35	35	36	38	39
青森	22	22	22	21	24
岩手	30	28	28	30	33
宮城	48	49	49	49	50
秋田	11	11	12	12	12
山形	39	38	39	38	38
福島	38	40	39	41	41
茨城	37	38	37	36	37
栃木	11	12	12	12	12
群馬	27	28	27	34	35
埼玉	55	58	63	67	68
千葉	47	46	48	61	65
東京	289	306	320	324	335
神奈川	93	111	124	132	133
新潟	43	50	59	67	76
富山	21	21	20	21	21
石川	54	63	62	61	63
福井	30	32	31	30	28
山梨	31	31	30	30	30
長野	32	31	31	32	31
岐阜	23	23	23	23	23
静岡	60	59	59	60	60
愛知	86	86	85	86	86
三重	14	14	15	16	15
滋賀	21	21	20	20	20
京都	42	43	44	45	50
大阪	71	77	84	86	95
兵庫	36	39	43	46	46
奈良	43	45	50	51	51
和歌山	30	34	34	33	31
鳥取	22	24	24	24	26
島根	15	15	16	16	16
岡山	41	42	40	40	38
広島	24	25	25	29	29
山口	29	29	29	30	30
徳島	21	22	23	23	24
香川	27	27	30	30	29
愛媛	18	18	21	21	22
高知	19	19	19	17	16
福岡	115	123	119	120	120
佐賀	29	28	28	29	28
長崎	46	48	48	49	47
熊本	33	33	32	33	33
大分	47	59	60	60	61
宮崎	17	18	18	21	21
鹿児島	18	15	15	17	17
沖縄	14	17	21	21	22
合 計	2,097	2,198	2,263	2,333	2,382

(注1) いずれも4月1日現在

(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

5-5 被害者国選弁護関連業務

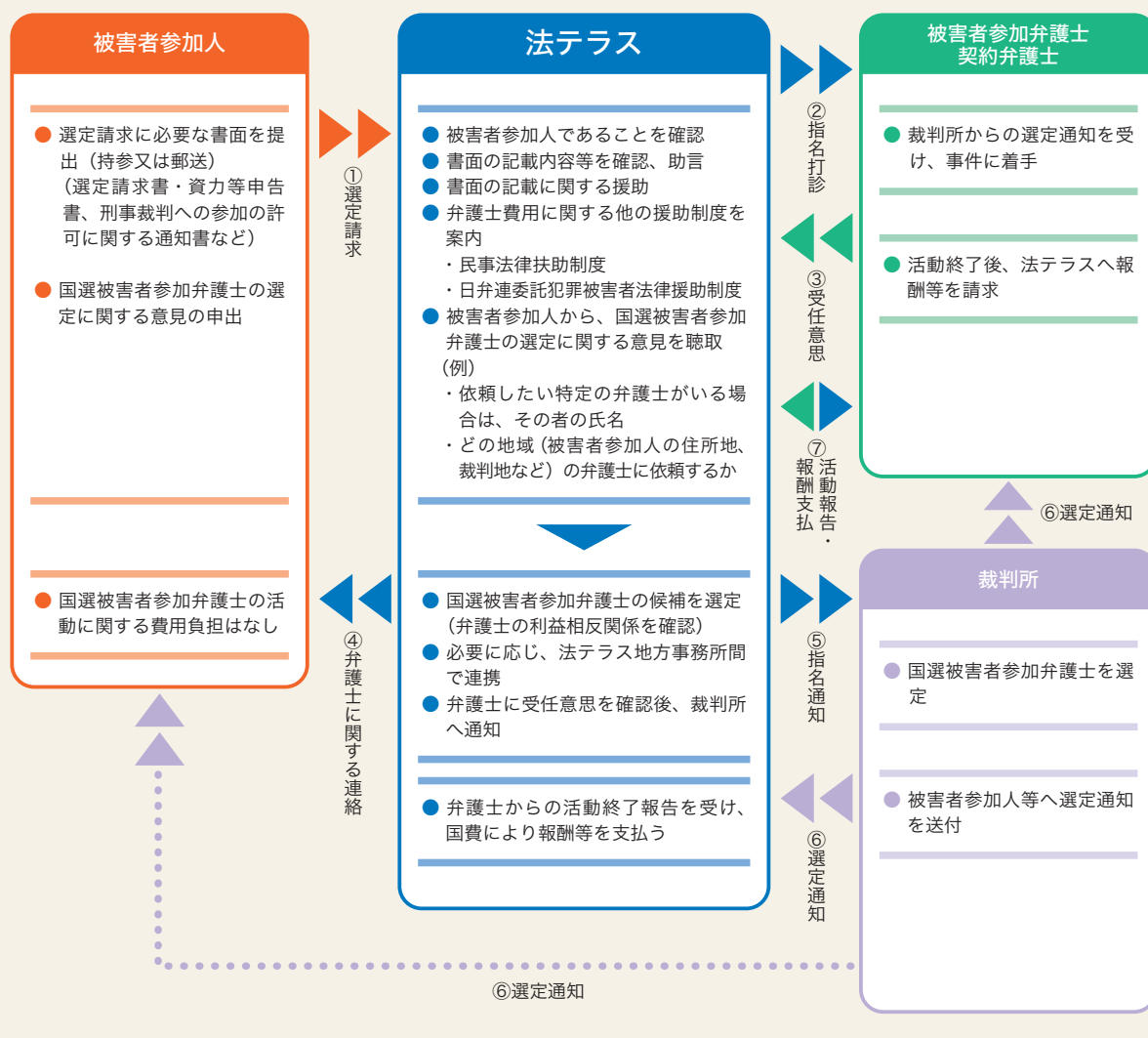
(1) 被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度の概要

被害者参加制度とは、一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②不同意わいせつ・不同意性交等（令和5年7月の改正刑法施行以前における罪名は強制わいせつ・強制性交等）等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を許可された被害者等（被害者参加人）が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人からの選定請求の受付及び意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-23 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ



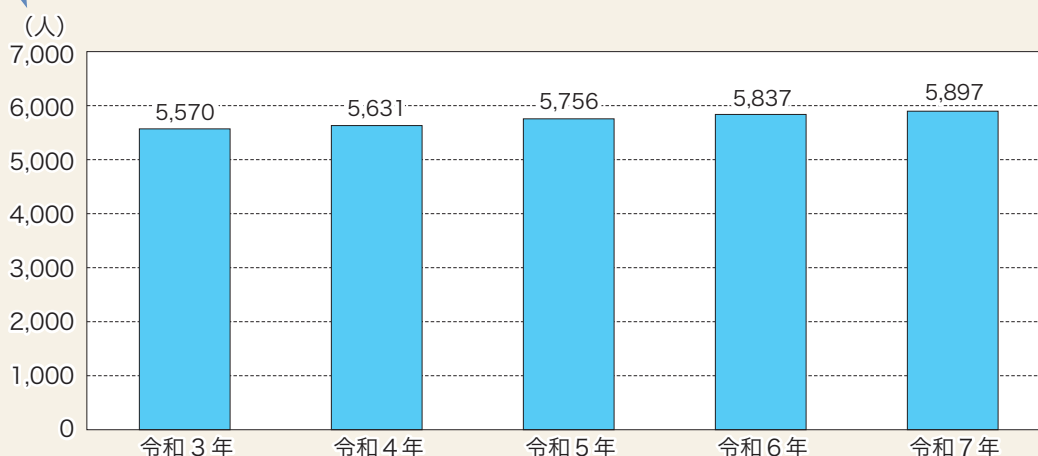
(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況

ア 被害者参加弁護士契約弁護士

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、令和7年4月1日現在で前年度より60名増加の5,897名となった。

被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施のために、今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携のもと、契約弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-24 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移



(注1) いずれも4月1日現在

(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

資料 5-25 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移(地方事務所別)

地方事務所名	人数					地方事務所名	人数				
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
札幌	236	233	252	255	258	愛知	184	181	189	191	198
函館	35	35	35	35	35	三重	60	60	60	56	54
旭川	58	58	56	55	54	滋賀	41	44	48	49	51
釧路	51	51	53	51	52	京都	198	199	197	197	198
青森	29	31	32	30	29	大阪	297	312	333	340	348
岩手	37	35	36	38	38	兵庫	162	174	178	180	182
宮城	102	104	111	117	123	奈良	85	86	90	91	89
秋田	25	25	26	26	27	和歌山	60	58	57	57	56
山形	54	54	56	55	55	鳥取	37	37	37	38	39
福島	50	50	50	53	53	島根	42	40	42	43	44
茨城	146	144	142	149	148	岡山	85	86	90	93	95
栃木	82	82	85	84	87	広島	156	166	167	167	166
群馬	78	82	83	91	90	山口	105	98	97	99	97
埼玉	88	90	92	97	102	徳島	50	49	48	49	50
千葉	251	248	249	251	253	香川	43	42	46	46	48
東京	780	804	821	837	855	愛媛	47	43	46	46	48
神奈川	269	275	280	283	288	高知	50	54	56	54	52
新潟	120	119	125	123	125	福岡	314	316	312	316	325
富山	40	40	40	40	38	佐賀	71	70	71	77	76
石川	55	52	51	51	50	長崎	92	92	92	94	92
福井	60	61	62	61	61	熊本	132	131	130	128	129
山梨	44	44	44	44	44	大分	72	77	78	80	79
長野	146	148	154	154	150	宮崎	90	91	93	94	92
岐阜	37	37	37	39	39	鹿児島	45	41	41	40	42
静岡	115	118	118	122	123	沖縄	64	64	68	71	70
						合計	5,570	5,631	5,756	5,837	5,897

(注1) いずれも4月1日現在

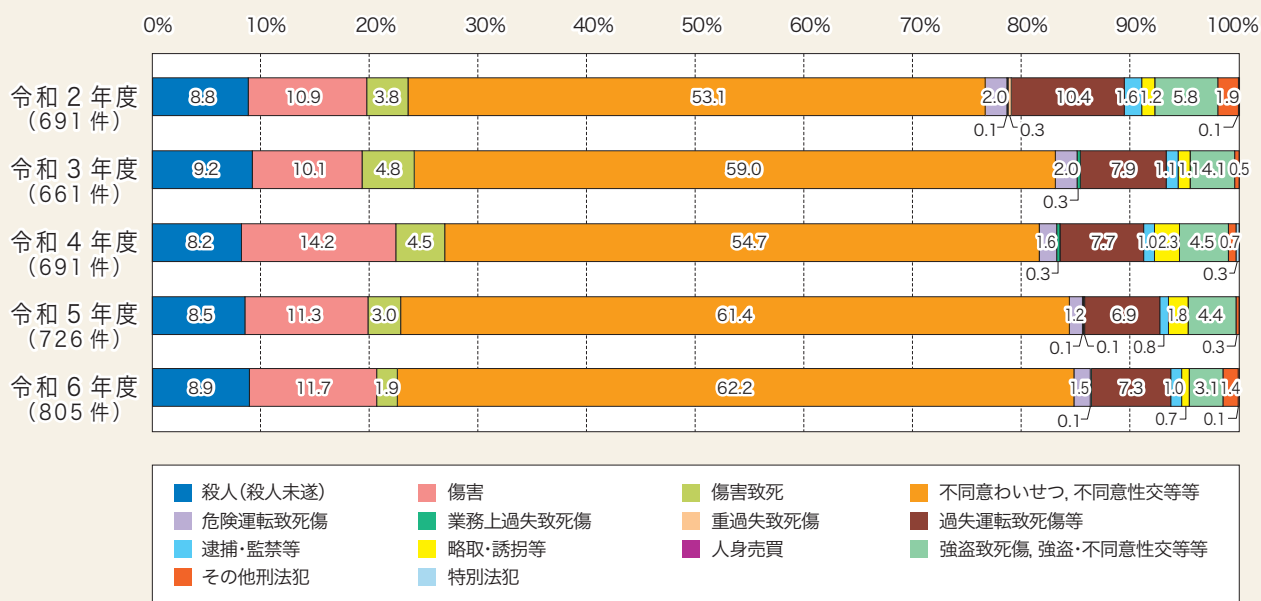
(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

イ 選定請求状況

令和6年度は過去最多となる805件の選定請求を受け、制度が施行された平成20年12月から令和7年3月までに受け付けた選定請求は累計8,279件となった。

過去5年間の罪名内訳をみると、不同意わいせつ・不同意性交等々の罪の割合が最も高く、令和6年度においては前年度を超える62.2%となった。

資料5-26 選定請求件数及び罪名内訳の推移



被害種別	殺人(殺人未遂)	傷害	傷害致死	不同意わいせつ, 不同意性交等々	危険運転致死傷	業務上過失致死傷	重過失致死傷	過失運転致死傷等	逮捕・監禁等	略取・誘拐等	人身売買	強盗致死傷, 強盗・不同意性交等々	その他刑法犯	特別法犯
令和2年度 (691件)	8.8%	10.9%	3.8%	53.1%	2.0%	0.1%	0.3%	10.4%	1.6%	1.2%	0.0%	5.8%	1.9%	0.1%
令和3年度 (661件)	9.2%	10.1%	4.8%	59.0%	2.0%	0.3%	0.0%	7.9%	1.1%	1.1%	0.0%	4.1%	0.5%	0.0%
令和4年度 (691件)	8.2%	14.2%	4.5%	54.7%	1.6%	0.3%	0.0%	7.7%	1.0%	2.3%	0.0%	4.5%	0.7%	0.3%
令和5年度 (726件)	8.5%	11.3%	3.0%	61.4%	1.2%	0.1%	0.1%	6.9%	0.8%	1.8%	0.0%	4.4%	0.3%	0.0%
令和6年度 (805件)	8.9%	11.7%	1.9%	62.2%	1.5%	0.1%	0.0%	7.3%	1.0%	0.7%	0.0%	3.1%	1.4%	0.1%

資料 5-27 通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と
国選被害者参加弁護士への委託人員数 (司法統計による)

	被害者参加を 許可された人員数 ①	国選被害者参加弁護士への 委託人員数 ②	国選被害者参加弁護士が 付された割合 ②/①
令和6年	1,768	704	39.8%

5-6 被害者参加旅費等支給業務

(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要

被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度である。資力等にかかわらず、全ての被害者参加人が支給を受けることができる。法テラスでは、旅費等の算定及び送金業務などを行っている。

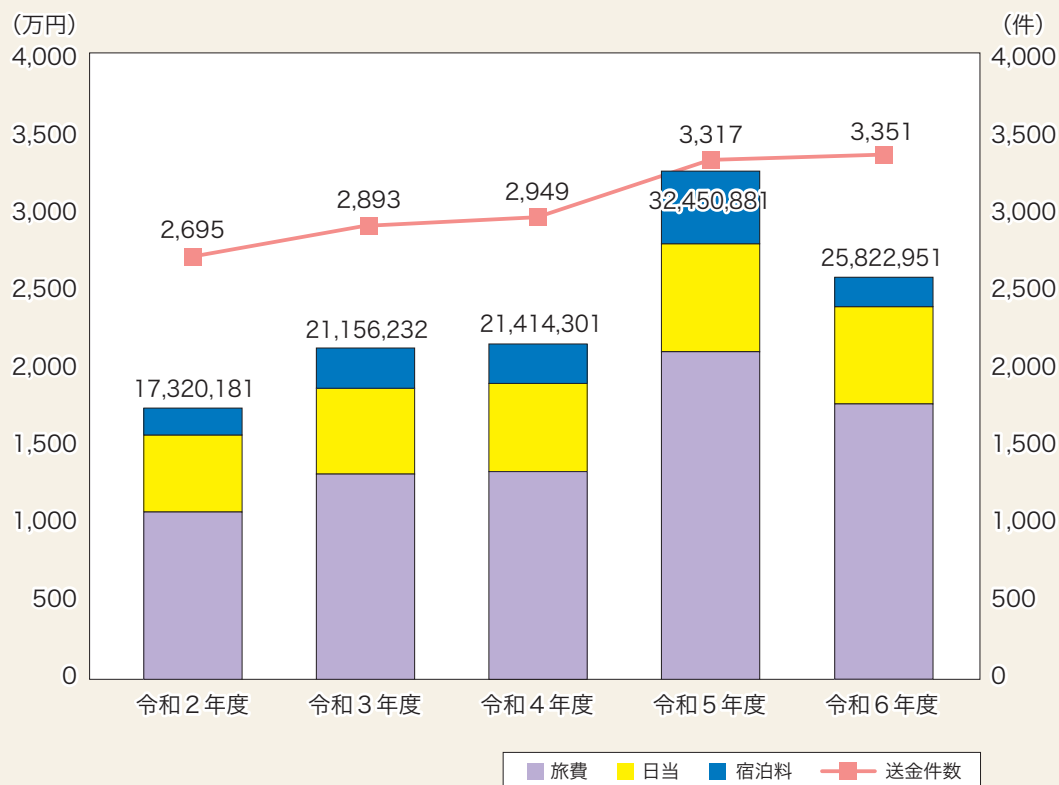
資料 5-28 被害者参加旅費等の支給の流れ



(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績

令和6年度は被害者参加人から3,346件の請求を受け、計2582万2951円の旅費等を送金した。
今後も裁判所等と連携して、迅速な旅費等の支給に努める。

資料 5-29 被害者参加旅費等支給業務実績の推移



	請求 件数	送金							
				旅費		日当		宿泊料	
		件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
令和2年度	2,758	2,695	17,320,181	2,573	10,683,981	2,630	4,918,100	118	1,718,100
令和3年度	2,977	2,893	21,156,232	2,831	13,106,232	2,816	5,480,800	131	2,569,200
令和4年度	2,816	2,949	21,414,301	2,870	13,263,301	2,875	5,631,200	149	2,519,800
令和5年度	3,303	3,317	32,450,881	3,205	20,919,161	3,259	6,894,900	240	4,636,820
令和6年度	3,346	3,351	25,822,951	3,256	17,686,451	3,296	6,246,200	105	1,890,300
計	15,200	15,205	118,164,546	14,735	75,659,126	14,876	29,171,200	743	13,334,220